

## 日本精神科救急学会 第1回認定施設・指導医認定審査 Q&A

### 認定施設に関して

Q. 暫定認定施設の第1条の2にある「暫定指導医相当のもの」とは、どのような要件でしょうか？（更新日：2021/7/12）  
⇒「急性期治療病棟または、救急入院料病棟で、3年以上の勤務歴があるもの」が暫定指導医相当のものであると考えております。

～申請書類に関して～

#### 様式10、様式11：カリキュラム責任者について

Q. 認定施設のカリキュラム責任者は、指導医の申請資格者でないといけませんか？（更新日：2021/7/12）  
⇒「指導医氏名等」というのは指導体制や指導に責任を持てる人という意味ですので、施設申請は指導医である必要はありません。

#### 様式10：認定医研修施設認定申請書

Q. 「専門研修施設の基本情報」（更新日：2021/7/12）

- ①施設コードとは：本学会団体会員番号を記載ください。団体会員でない場合には記載不要でございます。分かりにくい表現となり、申し訳ございません。
- ②医療機関コードとは：診療報酬請求で必要となるコードで地方の「厚生局」から付与される「保険医療機関コード」を記載ください。

#### 精神科救急医療等を行っている施設であることの証明書

Q. どのようなものが証明書になりますか？（更新日：2021/7/12）

⇒精神科救急入院料の施設基準に係る厚生局からの受理通知書写しなど

（厚生局への病棟の届出を行い、届出の要件を満たしている場合は、その届出が受理され、提出者に対して受理番号を付して通知されますので、その通知書の写しをご用意ください）

### 暫定指導医に関して

Q. 暫定指導医の申請資格に、「暫定認定施設で常勤（同一施設で週4日以上勤務）として3年以上勤務していること」とあるが、同一の暫定認定施設の勤務が3年以上でないといけませんか？（更新日：2021/7/12）  
⇒暫定認定施設が同一施設でなくても問題ございません。同一の施設で週4日以上勤務（常勤）であれば、暫定認定施設の合計での勤務年数の場合も申請資格に該当いたします。

例) Aの暫定認定施設で2年間常勤した後、新しくBの暫定認定施設で1年以上常勤した場合

⇒合計勤務年数は3年以上の為、申請資格に該当いたします。

Aの暫定認定施設で3年以上常勤していたが、新しくBの暫定認定施設に所属が変わったばかりの場合

⇒合計勤務年数は3年以上の為、申請資格に該当いたします。

Q. 暫定指導医の申請をしたいが、以前の所属施設が、暫定認定施設となるか分かりません。（更新日：2021/7/12）  
⇒第1回暫定指導医申請時には、暫定認定施設の審査中でございますので、「急性期治療病棟、救急入院料病棟」  
は全て見做し暫定認定施設とし、見做し暫定認定施設での勤務歴は、暫定認定施設での勤務歴と同等と見做し  
て暫定指導医審査を行う予定です。以前の施設の申請状況が不明な場合でも暫定指導医申請を行っていただい  
て問題ございません。

以上

一般社団法人日本精神科救急学会  
認定医制度委員会